

(4. 役員報酬)

社会福祉法人十日町市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十日町市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬及び費用弁償)

第3条 役員が法人業務を行うときは、別表により報酬及び費用弁償を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程（旧「社会福祉法人十日町市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」）は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(4. 役員報酬)

附 則

この規程は、平 30 年 6 月 14 日から施行する。

別表

報酬	会長	月額 25,000 円とし、就任や退任時の日割り計算は行わない。
	副会長	理事会、評議員会及び会長が要請した会議、研修等に出席したときは、日額 6,000 円を支給する。
	理事	理事会及び会長が要請した会議、研修等に出席したときは、日額 4,000 円を支給する。
	監事（経理有識者）	監査会に出席したときは、日額 16,000 円を支給する。 理事会、評議員会及び会長が要請した会議、研修等に出席したときは、日額 4,000 円を支給する。
	監事（学識有識者）	監査会に出席したときは、日額 8,000 円を支給する。 理事会、評議員会及び会長が要請した会議、研修等に出席したときは、日額 4,000 円を支給する。
費用弁償		十日町市社会福祉協議会職員の旅費に関する規程に基づき支給する。